

# 大震災を忘れない ⑨

## 大震災一年半を過ぎて

宮城県保険医協会 理事長 北村 龍男



東日本大震災で、宮城協会の会員四人が津波で亡くなった。会員医療機関の被害は十七件の流失を含む全半壊の被害は二六件に及んだ。多くの会員が自らも被災しながら避難所を訪れ、或いは泊まり込み被災者の診療に当たった。

### 民間医療機関への補助が少ない

民間医療機関(以下、民間)への補助金要望を協会が行った。また日常診療の大部分は民間が担っている、民間再生なくして地域医療は守れないと被災民間に呼びかけ共同アピールを発表した。当協会はこの運動の事務局として取り組んだ。

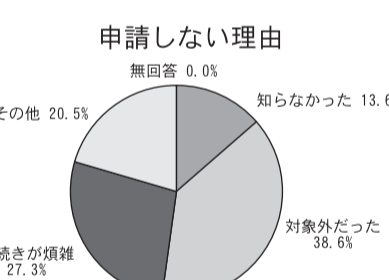
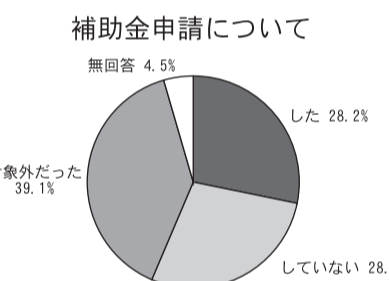
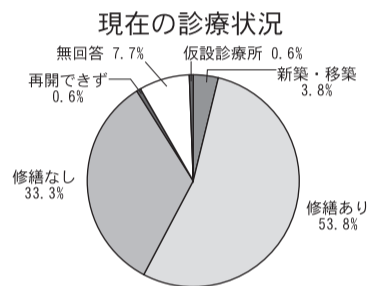


津波に襲われた半年後の蒲生地区。撮影地点は海岸から約1Km。この範囲に私の訪問診療の患者が6人いた。(11年9月11日撮影、仙台市蒲生)

震災発生から1年半後 医療機関の廃止・休止数 2012.9.11現在

保健所管内別	震災後 (全医療機関)			合計
	廃止届	休止届	(休止状態)	
気仙沼保健所	15	5	2	22
石巻保健所	21	6	0	27
塩釜保健所	9	3	3	15
仙台市保健所	17	1	0	18
その他保健所	0	0	0	0
県全体	62	15	5	82

全医療機関 82件



### 一部負担金免除の継続が必要

協会は今年五・六月に免除を受けた被災者を対象に患者アンケートを行った。免除により七八・一%がかなりやすくなったと回答、免除される前は三〇・〇%が我慢していたと回答している。「十一年ぶりに歯の治療をした」「もしやと思っていた病気が判明した」「メンタル系の病院に行けた」等の記載があった。九一・一%が一部負担金免除継続(以下、継続)を要望している。当院患者へのアンケートでも、半数が震災後体調を崩し、そのうちの三二・一%が「現在もつらい」と答えている。継続の必要性は明らかである。

### 復興予算の使い方は、被災地・被災者の怒りを呼んでいる

十月以降は、国は特別措置による国保・後期高齢者の継続はせず、被災市町村が継続する場合は既存の制度で国が八割支援するとしていた。被用者保険では本年三月以降の継続は保険者の判断に委ねられ、協会けんぽは、国は特別措置による国保・後期高齢者の継続はせず、被災市町村が継続する場合は既存の制度で国が八割支援するとしていた。被用者保険では本年三月以降の継続は保険者の判断に委ねられ、協会けんぽは、

宮城県の復興計画では大企業への利益提供が目立つ。漁業権を民間企業に開放、仮設住宅建設はプレハブ協会に丸投げ、トヨタ系工場建設に便宜を図るなどが早い段階で進められた。医療分野では医療過疎地

宮城県保険医協会から新聞 No.5 2012年9月

### 10月以降の被災者医療費一部負担金免除

## 市町村国保と後期高齢者医療は継続します

被災者の要望と運動により、平成24年10月1日以降、以下の方は、引き続き医療機関の窓口負担が免除されます。

- 宮城県内市町村の国民健康保険、後期高齢者医療制度ご加入の方 → 平成25年3月31日まで免除
- 東京電力福島原発事故による警戒区域等(注1)のすべての住民の方(注2) → 平成25年2月28日まで免除

有効期限は「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書は10月以降は無効となります。市町村から送付される新たな免除証明書をお使いください。

当会は引き続き、生活再建に至らないすべての被災者の医療費一部負担金の免除を求めます

宮城県保険医協会

### 編集後記

この秋開催した女性部企画は協会設立以来初めてでもあり、トップ記事とさせていた。女性性は初対面同士でもすぐに仲良くなれるといわれるが本当だった。初めぎこちなかった交流会がすぐに打ち解けた雰囲気になったのである。早くも二回目の企画が待ち遠しいとの声がかかっている。

社会保障と税の一体改革は復旧・復興の足かせ 私たちが継続に取り組んでいるそのときに、国は社会保障推進法と消費税増税法を成立させた。談合で成立を図った民自公の責任は大きい。被災地では、自死PTSD、慢性疾患の悪化など健康被害が大きく、社会保障の抑制は被災地・被災者の復旧・復興の最大の足かせになる。消費税増税は被災地・被災者に取って復旧・復興を阻むもので、この「シリーズ・大震災を忘れない」のバックナンバーは協会ホームページで閲覧できます。